

総合資源エネルギー調査会総合部会 第10回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年7月5日（木）10：29～12：20

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

## 1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第10回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、矢野さん、長谷川課長も毎回オブザーバーありがとうございます。東京電力からは、先日社長に就任されました廣瀬社長にご出席いただいています。どうぞよろしくお願ひします。

では、以後、安念委員長に進行をお願いいたします。

○安念委員長

どうもありがとうございます。

議事に入ります前に、このたび、先般の総会後でございますが、東京電力の新社長に就任されました廣瀬社長からご発言のお申し出がありましたので、お願いをいたします。

○廣瀬社長

どうもありがとうございます。東京電力の廣瀬でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、最初に、もう1年4カ月がたとうとしておりますけれども、私どもの事故でこの長きにわたって、引き続き福島の皆様を初め、多くの方々に大変なご心配、ご苦勞、それからご迷惑をおかけしておりますことを、この場をおかりしまして改めておわびを申し上げたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

ご存じのように、私どもその事故に伴いまして、かなりの損害の計上を行っております。また、日々のコストダウンだけでは、なかなか賄い切れない燃料費の負担ということもありまして、当社の資本は著しく毀損している状況でございます。

そうした中で、公的資金をお願いする、さらには各種金融機関から新規の融資をお願いすることに加えまして、今回、お客様に料金の値上げということで、新たなご負担をお願いしているということ、まことに申しわけなく思っているところでございます。

先週、私ども株主総会がございまして、新しい体制になりまして、本当に生まれ変わらなければ

ばいけないというふうに考えております。新しい体制で本当に今失ってしまったお客様からの信頼を少しでも回復して、時間かかるかもしれませんが、少し東京電力も変わってきたな、引き続き電気のことなら東京電力にお願いしたいというふうに思っていただけのように、これから本当に一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それでは、安念委員長からの発言の機会をいただきましたので、少し何点か私のほうから触れさせていただきたいと思っております。

まず、皆様方から大変たくさんのご意見をいただいております人件費についてでございます。

第7回の委員会で公的資金が投入された企業の例が幾つか事務局からご提示されております。これを見ますと、例えば航空会社の例では、年収が3割、30%減額がされていらっしゃるのはいパイロットさんでありまして、地上職の方は、20%にとどまっているというふうにお見受けいたしました。東京電力の場合は、申請原価では20%を超えることでお願いを申し上げておりますので、そんなに私どもが低いということはないのかなというふうに考えております。また、この航空会社の例では、資本注入の翌年に一時金の支給を復活されるなど、徐々にではありますけれども、短期間で削減幅を見直していらっしゃるということも考えられます。

また、別の例で、金融機関様の例がございますけれども、この金融機関も資本注入に合わせて3割の減額を行っていらっしゃるところではございますけれども、先ほどの航空会社の例と同じく、資本注入の翌年度以降、徐々に削減幅を戻していらっしゃるということでございます。

一方、私どもは、既に昨年からは減額を始めさせていただいております。また、今後も総合特別事業計画において、10年間にわたり、減額を継続する合理化効果を織り込んでやらせていただいております。その意味で他企業と比べましてもかなり厳しい内容になっているのではないかなというふうに考えているところでございます。事故から1年4カ月がたっておりますが、私も昨日福島の発電所に、新しい就任以来、初めて会長とともにまいりました。かなり改善はされつつありますけれども、引き続きかなり劣悪な環境の中で、これからまた暑い夏を迎えるところでございますが、本当に一生懸命やってくれているなというのを目の当たりにしまして、そういう意味では本当にありがたい話だなと思っております。

したがって、こうした原子力発電所だけでなく、各現場で電気をしっかりお届けするという仕事も含めて、社員は一生懸命頑張ってくれているなというふうに思っているところでございます。

ただ一方、退職者というのも残念ながら実際には出ております。23年度、23年の3月11日に地震がございましたので、23年度4月からもうそういう状況でありましたが、この1年間で例年の3.5倍の人が退職をしているという事実がございます。

また、この4月、24年度に入ってから引き続きむしろ増えてしまっているということがござ

いまして、この彼らのモチベーションなり使命感をどうやって高く維持していくかと。これまでは本当によくやってくれていると、私が申し上げてはいけないのかもしれませんが、考えているところがございますが、これをどうやって今後も維持していくのかというのは、やはり経営として、本当に社内的には最大の課題だなというふうに思っているところがございます。

したがって、ぜひとも私どもの申請内容についてはぜひご理解をいただきたいというふうに考えているところがございます。

続いて、ほかのコストダウン項目でございますが、競争入札につきまして、これまで主要設備の周辺機器や部品というのは、基本的には品質保証を担保するということから、つくられた原メーカーさんに限定して随意契約をするというケースが多かったわけですが、それをよくそれぞれ一つ一つの部品や機器の仕様をよく勉強しまして、安定供給に支障があってはもちろにいけないわけですが、競争発注に変えていくということを今まさに、一つ一つこつこつとではありますが、始めているところがございます。

特別事業計画では、こうしたいわゆる修繕の工事や発注、それから委託契約の競争発注の比率を3年間で3割に拡大するという計画としておりますけれども、4年目以降も、もちろん当然手綱を緩めることなく、もっともっとしっかりやっていかなければいけないと思っております、ちょうど消費者庁様からチェックポイントに記載されております競争比率6割という話でございますが、これを5年間でぜひ達成していきたいというふうに考えているところがございます。

また、その進捗のあり方につきましても、今、私ども原子力損害賠償支援機構のモニタリングを受けておりますので、もちろん契約先との守秘義務であるとか、あるいは開示してしまっ、コストダウンに影響が出てしまうというようなことは避けなければいけませんけれども、適宜公表についてもしっかりやっていきたいというふうに考えているところがございます。

さらに、子会社や関連会社についても、売却や清算や再編統合というようなことを、今、進めておまして、まず、会社の数そのものを半分にするというところがございますが、半分にした各社における費用削減を徹底的に進めて、当社の調達コストをどうやって下げていくかということについてもしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

また、これもいろいろご意見いただいておりますが、今回の値上げの最大の部分である燃料費のコストダウン、当然これはやっていかなければいけないところがございます。ご存じのように既に原子力が今、動いておりませんが、石炭やLNGという比較的発電をするための燃料費の安い発電所をベースに使って、まずそれを動かすと。それでも足りない場合には次にちょっとお高い燃料なり種別のを動かすと。いわゆるメリットオーダーで効率的に今、計画的に運用を行っているところがございます。もちろん、そうしたことによって燃料費の削減というのは、

抑制というのはしっかりやっていかなければいけません、今後は、今注目されております北米のシェールガス等、その北米LNGを、北米のガス価格リンクということで導入できないかということを検討しております。これによりまして、今までのLNGの長期契約における価格、その設定フォーミュラというのに少しバラエティを付加していくといえますか、そうしたことをやっていきたいなというふうに思っています。

また、当然これもご指摘いただいておりますが、新規プロジェクトについては、適宜共同調達というようなことも織り交ぜて、価格の低減をしていかなければいけないというふうに思っています。

それから、もう1点、最後に、お客様への情報提供についてもご指摘いただいているところでございますが、このたび申請をするときにも、いろいろ行き届かないというようなことがたくさんございまして、これは本当に申しわけないと思っております。まず、すべてのお客様に個別に一個一個、チラシを配ったわけでございますけれども、それ以外にやはり、とにかくお客様が多くて、いわゆるマスの対応でございますので、皆様ごらんになっていると思っておりますが、私どもの営業担当の役員ができるだけテレビに出演させていただいて、そうした機会をちょうだいして、ご説明に努めるとともに、現業の現場ではいろいろな団体様がございまして、そこ8,600団体でございますが、そこすべて、とにかくご訪問させていただいて、そこでご説明をさせていただく機会を設けるというようなことを地道にやってきておるところでございます。

一方の新しいメニューでございますけれども、今、お出ししたものについては、メリットがわかりにくいとかいうことでご批判がございましたが、これもこうした声を踏まえて、ホームページで、ご自分で、ご自分のパターンを入力されて、メリットが自動的に出るというのを開始してございますし、さらになかなかインターネット環境をお使いになれない方々につきましては、私どもフリーダイヤルでカスタマーセンターというのがございますが、そこにお電話をいただければ、オペレーターがシステムをたたいて、耳で聞いたお客様の使用パターンからそれぞれのお客様にどのぐらいメリットがございますよというようなことのご案内ができるような体制の強化を、今、やっているところでございます。もちろんメニューについては、将来的にはスマートメーターを入れる予定でございますので、これによってかなりのいろいろなことができるというふうに考えておりますので、これはぜひそういうことで新しいメニューをまた別の角度から増やしていきたいということで、今、考えているところでございます。

引き続き、本当にお客様に大変なるご迷惑をおかけしておりますし、とにかくお客様によくご説明をしてご理解をいただかなければ先に進めないというふうに思っておりますので、今後もしっかり丁寧にやらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○安念委員長

廣瀬社長、どうもありがとうございました。本当ならご栄転まことにおめでとうございませんと申し上げるべきところですが、この時期ですから、本当に大変重いご負担をお引き受けになったものだと思ひまして、敬意を表します。

そういう中で、早速5年間に競争的調達6割、それからガスの調達価格フォーミュラの改善と申しましょうか、刷新と申しましょうか、そういうことにご努力をいただくという、大変ポジティブな方針を示していただきました。まことにありがとうございます。

## 2. 東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案（案）

## 3. 東京電力株式会社の値上げに係る認可申請に係る「国民の声」及び公聴会の意見の概要と当委員会の見解（案）

○安念委員長

それでは、議事に入りまして、お手元の議事次第にしたがって進めてまいります。

本日は、前回、各委員に査定方針案のたたき台を提示していただきましたが、その折の議論も踏まえまして、事務局に査定方針案として再整理をしていただきましたので、これについて検討したいと考えております。前回、何とか当委員会としては、一本化した方針を示したいというふうに私は申し上げまして、その提案も含めて今日の案でございます。

また、査定方針案の策定に当たっては、公聴会や国民の声など、消費者からのご意見を踏まえることとしております。現段階の査定方針案を前提にいたしまして、こうした消費者からのご意見に対する考え方の案を事務局にまとめていただきました。

それでは、事務局から、前回からの修正点を中心に、査定方針案についてご説明をいただくとともに、意見に対する回答案についてもご説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料の3と資料の4であります。

まず、資料の3、これは前回のたたき台を再編成いたしまして、専門委員会としての査定方針案の案であります。

まず、1枚めくっていただきますと目次がございますけれども、各委員にご担当いただいた項目、前回3分冊になっていましたけれども、それを関連づける形で項目を並びかえています。例の51項目とは直接順番はリンクしていませんが、説明、わかりやすさの観点から、人件費を最初に、燃料費、それから設備関係、それからその他費用、それから共通の費用という形に並びかえ

ております。主に変わった点を中心に簡単にご説明したいと思います。

3ページ、はじめにが始まります。審議の経緯であります。これは本委員会の設置の趣旨、それから本日を入れて10回開催してきたと。審議の内容は、議事内容、配付資料を含めて、すべて公開で実施してきたということであります。

4ページ、これは前回もありますけれども、のところで、各委員が2人1組となって担当分野についての方針を検討いたしました。ヒアリングは延べ33回、56時間に及んだということであります。

5ページでありますけれども、これは若干、前回のご議論も踏まえまして書き加えておりますけれども、これまで大変大きな議論になった東電を特別な対応をするのかどうかという観点でありまして、本委員会、ご議論いただきましたとおり、電気事業法あるいは審査要領、あらかじめ定めたルールにのっとりして査定方針案を、中立的、客観的かつ専門的な見地から検討してきました。東京電力が置かれた立場、公的資金を注入される企業であるということ踏まえて、査定に当たっても既存のルールにこだわらず、特別に対応すべきという意見が、オブザーバーを初めとしまして、公聴会・国民の声でも多数、非常に強く寄せられているということは、十分に認識をしています。

しかしながら、東京電力の電気料金認可の申請があらかじめ定められたルールにしたがって行われており、申請後にルールを変更することは、このルールが電気事業者全体に適用するものである以上、特定の事業者には有利不利な扱いをすべきでないという観点、それからその他の電気事業者を含む事業者には行政手続上の予見可能性を与えるという観点からも、本委員会としては適当でないと考えているということでございます。

また、原子力発電事故による東電の責任のあり方というのは、国民の声等々で多数いただいておりますけれども、残念ながら本委員会の目的を超えるものと言わざるを得ないと。

ただ、これは何人の委員からもご発言ございましたけれども、こうした前提条件のもとにおいても、なお上記のような消費者の声を踏まえ、現行ルール上解釈し得る限り最大限厳格な査定方針を策定したというのが、委員全員の偽らざる実感である。今後、最終的な認可権限をする経済産業大臣においては、本委員会の方針案を踏まえ、適切な判断が行われることを期待することでございます。

基本的考え方が8ページ以降でございますけれども、基本的には変わってございません。全費用項目査定に当たりまして、まず(1)で広告宣伝費、寄付金、団体費等の望ましくない費用、これを必ずカットすると。それから、2番目としまして、既存契約、法令に基づき算定される費用については、その妥当性を確認をする。

それから、9ページですけれども、今後契約を行うもの、交渉を行うものについては、入札についてはその単価の妥当性、随契につきましては10%のコストダウンを求めて、その未達分を減額するという。それから人件費、修繕費、事業報酬など、既に審査要領にメルクマールが書いてあるというものについては、それに基づき査定を行うと。その他については、またヤードスティックを行うということでございます。

人件費でございますけれども、11ページ以降でございます。中身については特段変わってございませんけれども、15ページをごらんいただければ、前回ちょっと若干言葉足らずな表現があったところを、もう少し丁寧に書き加えたということですが、なおオブザーバーからは、先ほどのとおり、公的資金を注入された企業として、給与水準の一層の引き下げを求める強い意見があったと。また、その公的資金を注入する段階では、意見を述べる機会もなかったという指摘があったのは事実でございます。他方で、本委員会としましては、公的資金注入企業との比較については、その決定時に議論すべき論点であるというご意見を多々いただいておりますので、本委員会で検討することは困難であるということを書いております。

人件費の具体的な書きぶりについては特段変わってございません。

19ページに表を1枚つけさせていただきました。これは、前回、オブザーバーからこういう資料があったらいいんじゃないかというふうにご指摘いただきまして、人件費、従来これもちよっとわかりやすいかどうかというのはありますけれども、基準賃金と、それから期末一時金、ボーナスを足し上げて円にくくっていますけれども、556万円というのが1人当たりの単価でございました。今回、それ以外の諸手当も含めて、その全体で見るとべきという委員のご意見でございまして、その他の基準賃金でありますとか、それからその他の諸給与金でありますとか、要は残業代以外のその他手当をすべて含みますと、598万円になるということでございます。

それから、人件費その他の項目については基本的には変わってございませんので、割愛させていただきます。

燃料でございますけれども、先ほども廣瀬社長からもご議論ありましたが、31ページをごらんください。LNGの購入価格につきまして、これは若干定性的な書きぶりになっていたのをより具体的に書き込んでございます。「なお」というところでもありますけれども、原価算定期間中に更新時期を迎える4プロジェクト、これについては、近時の値上がり傾向の市況を踏まえて、東電の申請では値上げを織り込んでいるというふうになっておりますけれども、交渉努力を先取りするという形で、直近実績レベルまで減額することが適当であるということを書いてございます。

購入電力料につきましては、次ですけれども、特段これも大きな変更はございません。一応念のために確認までに、37ページに日本原電と東北電力からの購入電力料の書きぶりでございます。

れども、(2)の①共同開発であると。②そのために固定費、維持管理する費用とか、あるいは将来の投資に向けた費用については、自社同様、負担する義務があるということで、原価算入が妥当であるということでございます。他方で、契約の相手方に対しては効率化努力を求めていくべきということで、原価から削減すべきであるということを書いてございます。

続きまして、設備関係でございますけれども、ちょっと飛びますが、50ページをごらんいただきますと、日本原燃に対する前払い金が試算としてレートベースに計上されています。これは前回の永田委員のご主張を踏まえまして、②の2つ目の黒丸、資産性を有する前払い金であるということで、会計上もレートベースに算入することは妥当であるということを書いてございます。

それから、52ページでございますけれども、前回議論が最もありました福島第一原発の5、6号機、福島第二原発の減価償却の扱いについてでございます。(3)の①、②については、特段変えてございません。②にありますとおり、現段階で設備としては健全であると言える。事業者としては、廃炉の判断を行っていないと。前回議論もありましたけれども、長期火力、停止火力との違いということでありまして、これについては客観的に判断することは可能であると。他方で、原子力発電所については、③でありますけれども、地元の理解を得て再稼働させることが可能かどうかといったことが大きな影響を与えますけれども、これについては、オブザーバーから自治体との関係で想定し得ないという意見もございましたけれども、委員会として専門的見地からは判断できるものではないと。

したがって、これは発電所の稼働の見通しについては、確定的な見解を示すことは困難である。また、こうした事情により再稼働を認めないことについても、それは審査要領にあります正当な理由、これに該当するかどうかを判断することも困難であるということでもあります。

他方で、原子力災害対策特別措置法に基づく対策を実施中であるという観点で稼働を行わないことについては、一定の正当な理由があるというふうに考えられるのではないかと考えております。

したがって、53ページでありますけれども、以上から福島第一5、6号機、福島第二につきましては、算定期間内における再稼働は見込まれていないというのは事実でございますけれども、それ以降、将来にわたって未来永劫、再稼働しないと確定的に判断することはできない。再稼働を見込めないことに一定の正当な理由があるとも考えられるという以上、レートベース、減価償却を全額料金原価に算入することは妥当ではないかということでもあります。

他方で、これも委員会でご議論がありましたけれども、電気事業の他の例としまして、電気料の試算、一般的に10年以上の長期を要するというでもありますので、将来の稼働の見直しは不透明であるというがゆえに、建設仮勘定として、資産の2分の1をレートベースに算入している

と。これはガスとか鉄道のようにフルに入れているケースもあれば、電気は2分の1にしているということで、政策的に抑制しているのかもしれませんが、その考え方を援用し、全額ではなくて、一定枠の削減の余地があるのではないかという意見もあったということを明記しております。

ただし、いずれにしましても、今回の申請において、東京電力はレートベースを自主カットしておりますので、仮に全額算入することは妥当であるとしたとしても、既にカットされているものを増査定する、戻すという必要はないのではないかということでもあります。

6のなお書きは、これもご議論がありましたけれども、書きぶりは特段変えてございません。

続きまして、事業報酬でありますけれども、前回、59ページでありますけれども、どういう期間の算定の取り方をするのか、それから過去とのコンシステンシーといいますか、継続性をどう考えるかといったことがご議論になりました。(4)までは変えてございませんけれども、

(5)で、前回担当委員からも後ろの表の⑥ということですが、震災後から申請日までの期間というご指摘がありまして、(5)でありますけれども、まずは東電だけの問題ではなくて、大震災以降の9電力会社のβ値を採用することが適当であると。その採録期間につきましては、本来は例えば2年程度といった長期を取るべきと考えられるけれども、後ほど出てくるアナリスト等の金融市場からの評価でも、経営リスクの断絶が震災前後であるということで、その震災前の期間をとらないと。そう考えますと、3.11から5月10日までの期間を採用し、β値を、もともとの申請では0.9ですけれども、0.82まで減額といいますか、下げるべきではないかと。

それから、もとよりこうしたβ値がその時々で事業者に不利になるように恣意的に採用されるということはあってはならないと。これはコンセンサスだと思います。過去平成10年以降、値下げの届け出においては、原価を確認しないという制度になっていますものですから、東電さんのβ値、これは一時0.3まで低下した後に、16年、18年、20年においては0.7になっていると。これどうなのかということにつきましては、仮に認可を経た場合にはこれは採用されないということじゃないかというふうに当方としても考えてございます。制度上、届け出ですので、それが許容されてきたということでもあります。

続きまして、62ページ以降、修繕費でございますけれども、ここについては特段、前回ご議論がございましたので、特段変えてございません。先ほどのとおり、社長がおっしゃったような効率化努力、こうしたことを個別に確認していくということだと存じます。

原子力のバックエンドの関係ですけれども、74ページで、広告、寄付金、団体費、これは東京電力そのものの広告、寄付金、団体だけではなくて、日本原燃にお支払いすると。その分に入っている費用についても査定を行うべきだということでもございまして、ただし、特にこれは審査要領で共通して書いていますけれども、妥当な理由があり、かつそれは公表するということであれ

ば、認め得るというふうになってございます。実際、今回そういう中で妥当として認め得るものということで、75ページに新たに原子力技術協会、原子力安全研究協会等の概要と目的を公表するというので明らかにした次第であります。これ以外についてはすべて原価には入らないということでありまして。

それから、次のその他費用、控除収益については、特段変えてございませんので、飛ばさせていただきます。

88ページ以降、これもご議論がありました福島第一原発安定化費用・賠償対応費用でございます。91ページ以降に福島第一原発の安定化費用が書かれていまして、93ページ以降に賠償対応費用が書いてございます。これは八田委員からのご議論で、仮に保険で対応しない場合にはどういふ負担をするかというご議論がありましたけれども、それは不要であるというコンセンサスがあったので、そこについてはすべて削除しております。安定化費用につきましては、基本的には前回と書きぶりを変更しておりません。

(3)で、その支出が事業目的に合致していると。(4)で、事故直後から復旧するまでの費用、これについては特損であると。他方で、継続する上で必要のある経常費用については、原価として認め得ると。これは他の原子力発電所で停止から廃炉までの期間、当然今回と額なり期間は著しく違いますけれども、物の考え方としてはそれは含まれると。料金原価に含まれるということとも整合しているんじゃないかと。ただし、これも若干費用としては、それは復旧の費用なのか、あるいは安定化を維持する費用なのかというのは厳密に見る必要がございますので、真に安定化状態を維持するためのものに現に絞っていくというのが(6)であります。

それから、随意契約については、先ほどのとおり査定を行っていくと。基本方針のとおりというのが(7)であります。

93ページでありますけれども、これも矢野さんから前回わかりづらいというご指摘がございましたけれども、再度整理をいたしました。まず賠償関係費用で、これはまず費用の性格と申しますか、趣旨としましては、これが臨時的に発生するものではないということと、必要不可欠な費用であるということは、そういうことではないかということでありまして。賠償金額そのものにつきましては、これは支援機構法の枠組みとしまして、国の交付国債を原資とする援助が行われておりますので、これについては原価には当然入らないというふうになります。他方で、先ほど受け付け業務でありますとか、業務フローの作成でありますとか、ランニングに要する費用でございますけれども、これについては国債の原資とはなっていないということで、資金援助の対象外であります。電気料金制度上、補償費というのが算定規則上も認められておりまして、これは例えばどこか発電所で事故が起こったとか、送電線が切れて、それが例えば下にあった家に被害

が及んだとか、そうしたものの等々でございますけれども、こういうものにつきましては、賠償金と申しますか、補償金、賠償金そのものだけではなくて、そういう支払いを行うための委託費とか通信、旅費等の諸費も含むということになってございます。これも先ほどのとおり、通常のケースに比べますとはるかに巨大でありますし、そういう意味では特別なものかもしれませんが、物の考え方としましては、そうしたものについては、電気事業法上は補償費として享受されるということになっているということでございます。

今般、そういう意味では両方入り得るということでございますけれども、賠償金そのものは、先ほどのとおり、機構の枠組みで手当てされますので、それに含まれない受け付け業務等の委託費等にのみ原価算入を認めることが妥当ではないかということでもあります。これもその金額の妥当性といえますか、費用を94ページに個別に書いていますけれども、これを具体的に個別に見ていて、その中で本当に賠償対応のものに現に絞っていくということが必要ではないかということでもあります。

96ページ以降、スマートメーターにつきましては、特段変わってございません。単価をカットする。光ファイバーの費用をカットする。そうしたことが書かれております。

レートメイク、費用の配賦についても基本的には変えてございません。

前回もご議論がありまして、これまでもご議論がありましたけれども、110ページ以降で今後の対応を望まれる事項ということをもとめさせていただいております。もっといろいろあるかもしれませんが、委員からは以下のような意見があったということで111ページ(1)でありますけれども、やはり今回、供給者を選べないということが強い憤りの声の大前提といえますか、背景になっていることは事実だということでございます。委員会としても、審議を通じて最大限努力を行ってきたということでございますけれども、やはり本質的には実質的な選択肢が確保できるよう、電力システム改革を加速すべきということでないかということでもあります。

(2)でありますけれども、これは例の1対9の議論もございましたけれども、行政においては今回の審査で終わることなく、妥当性について引き続き監視を続けるべきであると。原価算定期間内でも、毎年部門別、自由化部門と規制部門のそれぞれの収支を明らかにすると。これは今回改めて毎回公表になりますけれども、それをわかりやすく説明していくことが必要である。その上で、原価算定期間後に事業者が改定を行わないという場合には、最終的には電気事業法23条ということで、認可申請命令を出しますけれども、その際の具体的な発動要件についても検討すべきであるというご指摘であります。

前回、八田委員からもご指摘がありましたけれども、取引所の活用については、今回、横置きせざるを得なかったわけですが、電力システム改革専門委員会の議論の行方によっては、

もっと踏まえていくと。したがって、次以降の電力会社から料金審査申請があれば、そうしたことを踏まえるべきであるというご議論。(4)番は、松村委員からご議論がありましたけれども、日本原電とかあるいは日本原燃、電中研、こうした電力会社とのかかわりの深い団体については、今回、間接的には当然、料金の観点からチェックしてまいりましたけれども、より踏み込んで価格の妥当性について確認できる仕組みが必要ではないかというご議論であります。

それから、これも松村委員からご議論がありましたけれども、燃調制度、これもいろいろご指摘いただいております、それなりに自動調整という形でわかりやすさはあるということだと思いますけれども、他方で1社が効率化努力を行っても、他者がそうしない場合、要はある意味ハイリスクハイリターンになってしまうということで、他者との横並びの行動をとるインセンティブがあるのではないかというご指摘がありました。こうしたことを踏まえて、制度改善のあり方についても検討すべきであるということでございます。

(6)、先ほど廣瀬社長からもありましたけれども、やはり消費者を初めとする関係する方々に対する、考え得るありとあらゆる手段を通じて、周知、情報提供、相談等に万全を期すということが必要ではないかということをお最後に述べてございます。

続きまして、資料の4でございまして、国民の声、公聴会の概要と当委員会の見解(案)でございまして、これもまだ査定方針案の段階ですので、当然それを前提にしておりますけれども、今日のご議論を踏まえまして、査定方針案自体が変わりますれば、当然変更したいとは思っております。

1ページ目には募集の概要でありまして、国民の声、結局のところトータルで2,300件を超えるご意見をいただいております。公聴会については、2日間実施いたしまして、それぞれ陳述人10名、参考人10名、東京ですけれども、埼玉は5名、5名という形でご議論をいただきました。

次のページ以降に当委員会の見解案という形でまとめさせていただいております。基本的には、先ほどご説明しました査定方針案をそのまま引っ張っているところが多いでございます。

例えば、まず最初は人件費から始まります。ご意見としましては、線の引いてあるところがまとめられたもので、それ以降に個別のもの、代表的なご議論等をわりとそのまま生の声がわかるように抜き書きをしています。当然、件数としましては、例えば給与手当の中で賞与を支給すべきじゃないと、賞与をカットすべきというのは630件以上ありますので、全部書くことは難しく、これはホームページに載っておりますけれども、そうした代表的な意見をここに上げております。

賞与につきまして、あるいはその下の給与水準、これにつきましては、これはご議論のとおりでありまして、トータルとして地域補正を行った上で、1,000人以上の企業と見比べていくということが妥当であるというのが当委員会のご議論であります。その上で、東電の申請の598万円、

これは全国平均の地域補正後の611万円も下回っているということで妥当ではないかということでございます。

それから次のページ、3ページでありますけれども、事故を起こしている企業、実際に破綻している企業としての高過ぎるのではないかということでもありますけれども、これにつきましては、先ほど述べさせていただいたとおり、他の一般電気事業者にも適用されるルールにのっとりて検討しているということで、これについては先ほどのメルクマールを採用すべきでないかということでもあります。

それから、人員削減が4ページでございます。これにつきましては、前提計画のご議論がありましたけれども、3万9,000人の人員を3年間で3万6,000人まで抑制すると。これによりまして、最後末端のところにありますけれども、1人当たりの販売電力量、契約口数、売上高いずれを見ても、電力会社の中ではトップ水準にあるということで妥当ではないかということです。

また、給与水準の問題で全国平均のレベルまで、これは地域補正をすることが、やはりその1行目にありますけれども、地域における賃金の差異をかんがみすることは、これは他の電力会社との関係でも必要ではないかということで、本委員会としては、地域補正を行った上で判断するということでもあります。

それから、6番のその下ですけれども、管理職とか高年齢の人の人件費は引き下げ、若年層や現場の人の給料は配慮すべきというご意見でございます。これは大変ごもっともなご意見だと思いますけれども、これは査定の観点からは、結局1,000人以上の単価がメルクマールに入っていれば、むしろその中でどうするかというのは、事業者の自主性にゆだねるべき問題であるということで、これは査定方針をそのように書いてございます。

それから、5ページでありますけれども、社員に対する福利厚生、それから8番も福利厚生施設の廃止、カフェテリアの廃止等でございます。法定厚生費につきましては、先ほどの査定方針案にもありましたけれども、全産業平均、これは既に健保の負担割合、73%から60%になっていますけれども、さらにその56%まで引き下げるべきであるということを書いた方針に書いていただいています。一般厚生費につきましては、1人当たりの単価が全産業の1,000人以上の平均値を下回っているということで、申請内容は妥当であると考えているということでございます。

次のページの6ページのちょっと入り繰りがありますけれども、健康保険の負担割合、これは先ほど述べましたとおりであります。リフレッシュ財形につきましては、これは一般厚生費の一部だということでもありますけれども、東京電力によれば、この奨励金については廃止されているということでもあります。

年金の件がございます。年金退職金でありますけれども、これは年金、退職一時金、退職金で

すけれども、あわせて退職給与金という形で見ていくことは適当であるということで、これも1,000人以上の企業の平均を基本とするという考え方を持ちまして、人事院の調査のデータ、中労委のデータをそれぞれ平均しますと、ほぼ妥当ではないかということでもあります。

それから、次の7ページは、役員報酬のカットあるいは役員退職金のカットとありますけれども、これにつきましてはすべて原価からカットされているということを確認されているということでもあります。

8ページ、燃料費コストの削減、燃料費の見直しでありますけれども、当委員会でも東電の購入する電気の単価が高いのではないかとのご議論がありまして、これについては、これも審査査定方針に書いてございますけれども、石油、石炭、LNG、それぞれの理由というものは一定の妥当性があるということでございます。他方で、下から二、三行目の段落でありますけれども、LNGの単価、これにつきましては交渉努力を先取りさせて査定を行うべきであるということ、それから、引き続き先ほどのとおりシェールガス等の安い調達に努力していくということが書かれてございます。

それから、9ページ、若干テクニカルですが、想定レートであります、これは既に申請でも、それからこの議論でも明らかになっていきますが、直近の通関レートを採用しているということで、過去の高いときのものではなくて、直近の実績を踏まえているということでもあります。

それから、燃料費調整制度に基づく転嫁の話が、20番とかあるいは22番でいただいております。これは既存の燃調制度に基づいて、毎月単価が変わっていったということでもあります。

それから、21番、原発事故の賠償や補償費が入らないということで、事故やそれからその賠償そのものの費用は入らないということでございますけれども、先ほどのとおり、安定化の費用でありますとか、あるいは賠償の関連費用でありますとか、そうしたものが含まれるということでもあります。

それから、23番は、これも日本原電、東北電力からの電気の購入であります。これも先ほどご説明したとおり、査定方針を書かせていただいております。

それから、次のページで諸外国の燃料調達費との比較、これにつきましては、東京電力から第3回でしたか、ちょっと忘れちゃったけれども、説明がございました。その説明の内容をここに書かせていただいております。

それから、26番以降ですけれども、その他の原価ということでありまして、福島第一原発発電所の安定化費用賠償対応費用、これについては原価に入れるべきでないのご議論でございますけれども、これについては査定方針をそのまま引用させていただきます。

それから、次のページ、21ページですけれども、広告費を原価から外すべき。これにつきまし

では、メルクマールのとおり、実際に査定を行いまして、ここに書かせていただきましたとおり、公益的な目的から行う情報提供、これ以外についてはすべてカットするというので、それを確認してございます。

事業報酬が28番にございます。これについてもパーセンテージを下げる、あるいはゼロでよい、そうしたご議論もあります。これにつきましても、先ほどの審査査定方針のとおり記載させていただいています。

29番、電促税の議論、これにつきましては、電促税法上払うことになってございますので、それがきちんと適切に算定されているということを確認しているということでありまして。核燃料サイクルに関する費用につきましては、この査定方針にも書いていますけれども、再処理の関係、それから最終処分関係、解体関係、それぞれ計上されているということでありまして。

研究費につきましてもご議論がありまして、これにつきましても査定方針で、4つほど書いていますけれども、例えば政策研究的なものを含めて原価に入れるべきじゃないということを個別に見ていただいたということでありまして。

競争入札の比率の拡大、これにつきましては、まず修繕費の全体については、査定方針、これは審査上のメルクマールに入っているということですが、今後、そうした努力分をさらに見ていくということでございます。

それから、13ページ、寄付金を除くべき。これはすべて寄付金については除外されていまして、東電自身のもの以外でも、購入電力とか、そういうことを含めて寄付金はカットすべくチェックしていくということでございます。

それから、34番以降でございますけれども、費用配賦の問題、1対9とか4対6の問題がございました。これも何度かご説明しましたけれども、ルールに基づき、改定の際にはおおむね利益率は同じになると。その後、実績に応じて利益率が変動すると。これにつきましては、先ほどのとおり、部門別の収支を毎年公表することと、事後的にチェックしていくということと、適正なものになるよう改定を促していくということになってございます。

それから、35番につきましては、大口料金との比較ということでありまして、規制料金と自由化料金で差がつく。その原因として主なもの、低圧の配電設備、電柱等の設備が必要であるとか、あるいは需要の変動が大きいでありますとか、それから需要家一人一人にかかってしまう検針の費用、そうしたものの割合が大きいと。そうしたことを書いてございます。

それから、14ページ、夜間料金の値上げでございますけれども、これにつきましては、算定規則上、費用と収入が一致するということを求めておりまして、夜間の料金につきましても、夜間の原価、具体的には、今回、燃料費の増加が主な要因ですので、それを踏まえたものになってい

るということで、昼も夜もほぼ同じの値上がり幅になってございます。結果的に、夜間料金はそもそのベースが安いものですから、値上がり幅が同じでありますれば、その値上がり率というのは高くなってしまふということでございます。

39番、活用しやすいピーク料金プランということでありまして、これにつきましては、この審査要領で書いておりましたけれども、今のPSPと言われるプラン、これも若干周知がされていないということで、わかりやすく需要規模に応じた適切な方法により説明はやっていくべき。それ以外のお客さんについても何らかのメリットを検討すべき。5時間通電機器の割引メニューについては十分な周知期間が必要であるということ、審査方針に基づきまして、査定方針に基づきまして書いてございます。

15ページのオール電化につきましても、前回、ご議論がありましたけれども、まずオール電化の広告宣伝費は、原価からすべて除外されております。それから、オール電化割引につきましては、これは公平性の問題、説明の妥当性の問題等々踏まえまして、将来廃止していくべきと。ただし需要家への十分な周知が必要であるということ、既存の需要家を含めてそうした配慮が必要であるということ、これは査定方針にも書かせていただいております。

それから、5番以降ですけれども、法的整理、経営合理化、経営責任に関するご意見であります。東京電力は法定整理をすべきでありますとか、元役員の退職年金を返還させるべき、それから次のページですけれども、減資をすべき。あるいは国営化すべき、経営責任を果たしていない、金融機関や債権者が責任を負うべき、元役員の資産は売却すべき、責任者は裁判で追及されるべき。こうしたことにつきましては、本委員会としましては、電気料金の認可申請に対する審査を行ってきたということですので、法的整理をすべきかどうかとか、責任がどうかということについて、見解を示す立場ではないものと考えているということでございます。

なおということで、それぞれ事実関係に関することで、東京電力の説明でありますとか、法律上の説明でありますとか、そうしたことを書かせていただいております。

それから、17ページ以降は経営の合理化ということでありまして、資産の売却でありますとか徹底的な合理化、子会社の整理、送電線発電所の売却、グループ会社の取引、内部留保の取り崩しということでありまして、当然、例えば52番のように、経営合理化の観点で随意契約といったもので、東電が調達する際の費用、これにつきましては、当然審査の対象でございますので、きちんと効率化努力分を査定していくということでありまして、他方でその設備を売るかどうか、そのものにつきましては、これについては先ほどのとおり、料金申請に基づく審査を行うということで、売るべきかどうか等々につきましてはこの範囲を超えているのではないかとということでございます。ちなみに、56番、内部留保を取り崩すべきということにつきましては、既に内

部留保は実際なくなっているということでもあります。

それから、6番以降、審査手続、情報公開についてのご意見も多数いただいております。公聴会、国民の声の募集について周知不足ではないかということにつきまして、これは委員会といいますより、経産省で行ったものでございますけれども、官報、それからウェブサイトで案内するとともに、団体には300以上の団体にはご案内をお願いをしたところでございます。若干、公聴会の人数は、少なかったということかもしれませんが、先ほどのとおり、国民の声については、合計2,300件という多数の意見をいただいているということでございます。

それから、58番、第三者の視点を入れて、公開の場で審査を行うべきと。経産省の審査体制に不信感があると。こういうご意見につきましては、今回、そういう意味では外部の専門家の視点を取り入れるということで、1回から10回まですべて公開の形式で行っておりまして、情報につきましても、情報を公開することにより不利益を及ぼす場合、コストがある場合、それ以外のものについてはすべて情報を公開してきたということでございます。

59番、人選につきましては、これも審査専門委員会といいますよりは、これは経産大臣の問題だと思いますけれども、これは、専門家の視点を取り入れて検討することにより、中立性・客観性を確保するために設置したものと。そういう観点から経済産業大臣が人選を行ったということでございます。

国民の声の反映、これにつきましては、これ今回もそうですけれども、これまでも随時委員には個別の意見を配布して検討を進めています。例えば第8回、9回でも意見を紹介してございますし、それぞれの各項目でも全部書いてあったのをごらんになったと思いますけれども、それぞれ論点のところに国民の声、公聴会意見等という項目がすべてありました。それから、公聴会にも委員にもご出席いただきましたし、それから、第8回の委員会では9つの団体から意見聴取も行ってございます。

それから、公聴会の開催につきましては、次の19ページ、62番にもありますけれども、相応の回数ということで、東京、埼玉2カ所で行ってございます。安念委員長、それから山口委員長代理にも議事進行を行っていただきました。それから、公聴会においても、審査専門委員会で意見を聞くべきという意見がございましたので、第8回で9つの団体から意見聴取を行ったところでございます。

63番、経産省のシナリオどおりに基づき審査が行われたのではないかということでしたが、今回10回にわたる審査を行ってきたということで、第三者の意向は働いていないということでございます。

それから、64番につきましては、東京電力の徹底的な説明をしていくべきということですね

ども、委員会としてはすべて公開で行いましたし、資料についてもホームページですべて掲載しております。ただし、これは今だけに限らず、今後も引き続き、東電においては情報開示を徹底することが大変重要であるということを書いております。

65番、値上げのシミュレーション、これについては第2回の委員会で東電から示されてございます。それをちょうど抜き書きしております。

それから、7番以降、電気事業制度そのものについてもご意見、小売自由化を行うべき、それからその次のページですけれども総括原価を廃止すべき、発送電分離を行うべき。こうしたご議論につきましては、これは総合エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会、こちらのほうで検討が行われているということで、当委員会としては検討の範囲を超えているということじゃないかということでございます。

8番、その他の意見、原発の再稼働に反対でありますとか、あるいはその次のページ、役員の天下りはおかしい、それから原発の再稼働を前提とした値上げに反対、それから再生可能エネルギーの導入、被害者の補償という項目がございます。こうしたものにつきましては、原価に関連するものにつきましては、それぞれ原価のところで回答していますけれども、委員会としての権限としまして、値上げの審査を行うものでございますので、例えば再起動に反対であるといったご意見については、審査の範囲を超えたものであるということでございます。

最後の23ページでありますけれども、原発停止や脱原発廃炉を前提とした案を用意すべきと。これも委員会としては、申請に基づき検討していますけれども、東電によりますれば、冒頭の第2回だったかですけれども、原発がない場合には10.28%が15.847%といったシミュレーションは示されてございます。

それから、79番のような放射能に汚染された地域の電気料金は割引くべき、あるいは東電の本社を福島に移転すべき、生活保護を受けているので値上げ反対、上場廃止、それから税金で対応すべき、それから原発の安全性、放射能につきましては、繰り返しですけれども、当委員会が値上げの申請について審査を行ってきたということですので、審査の範囲を超えているというふうに考えているということでございます。

長くなりましたけれども以上でございます。

#### ○安念委員長

どうもありがとうございました。

今、ご説明をいただきました資料3が、先ほど申しました、できるだけ当委員会としての見解を一本化して大臣にお示ししたいという、その一本化するものの案ということでございます。

やや言いわけがましいご説明をさせていただきますと、先生方もご案内のように、最大の論争

点は、もちろん福島第一の5、6号と福島第二の4機の原子炉の減価償却いかんでございました。これにつきましては、私も本当にここ1週間か10日も考えあぐねまして、大分本を読みました。減価償却については有名な沼田嘉穂先生の入門書から幾つか読みまして、歴史的、それから理論的なバックグラウンドについての文献を読みました。それから、減損会計についても何冊か読みました。何冊か読んでもみんな同じことを書いてあるなということがわかったんですけども、それも読みました。特に減価償却につきましては、私は幾つか学ぶことがありまして、既に18世紀のイギリスで、牛を8ポンドで購入したら、まず8ポンドと資産勘定に書くと。資産勘定の貸し方の簿価を毎年1ポンドずつ減らしていくと。それで、一方、損益勘定のところでは、借方に1年に1ポンドずつ費用として計上していくと。そういうあり方が既に18世紀にあったんだというようなことを知りまして、そのおかげで私は、18世紀のイギリスの牛の減価償却については精通しているんですが、ここに精通いたしましても、福島一、二をどうするかという問題には少しもつながりませんで、結局のところ、私は考えてもしょうがないなというわかりきった結論に達しまして、結局のところこの問題についてご担当いただきました永田、山内チームの結論を採用させていただこうと思いました。

その際、私も前回申しましたように、私どちらの側からの理屈もつくと思ったんですが、この際はやはり廃炉についての意思表示というものが取締役会で正式になされているわけではもちろんございませんし、一応物理的な健全性が保たれている。現在、停止しているのは、違法状態があるからではなく、行政指導ベースのものの事実上のものにすぎないということ。さらには企業として存続しているという前提であれば、投下資本の回収は認めるというのが一つの考え方であるところから、全体として、いわばコンサバティブに物を見るというのも一つの考え方であろうというふうに自分で納得をいたしまして、今日このような提案をさせていただいたという次第でございます。

というわけで、資料3と資料4につきまして、どこからでも結構でございますので、ご自由にご議論をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ、八田先生。

○八田委員

前回途中で退席しましたので、とりまとめのやり方については、必ずしも全部承知しているわけじゃないんですが、一本化するということは賛成です。私は、基本的にはすべて多数決で決めるのがいいと思うんですが、実際に今の個々の幾つかの論点では、どっちが多数かははっきりしていませんから、そんなものわざわざ多数決取らなくてもいいと思います。それから各委員が今までの議論の過程でどこに問題があると考えているかということも議事録から非常に明快だと思いま

すので、それを査定方針の中に全部盛り込まなくても、私は結構です。

その上で、いくつか指摘したいと思います。52ページでは、「福島第一原発5、6及び第二の再稼働は、地元自治体の関係で想定し得ないとの強い意見もオブザーバーからあった」とあるのですが、強い意見を持っている委員もいましたので、委員も加えるべきだと思います。でも、委員の中で仲間割れしているような印象与えたくないなら、初めから落としてしまってもいいと思います。

ただし、人件費のことは、オブザーバーやメディアと違って、この案を委員は全員一致で支持しているということを何らかの形でわかるようにしていただきたいと思います。

それから、今が適当なときかどうかはわからないんですけども、先ほど廣瀬社長もおっしゃった人件費について一つつけ加えたいと思います。

今までは、当委員会、ルールどおりにやりましょう、従業員の賃金をカットするのならば、それは公的資金注入のときにやるべきだと主張してきました。私は、メディアや政治家が料金設定に際して、このルール以上の賃金カットを要求するのは、間違いだと思います。

しかしあえて言えば、東電に対しては、公的資金投入の条件としても、過度な賃金引き下げを要求すべきではないと思います。

第1に、高賃金は、東電が実質的に破綻して資金注入が必要になった主原因ではないからです。例えばJALは、労働組合が幾つかに分かれていて、かなりの報酬を受けていて、それが一つの大きな要因で破綻したわけです。それだから、賃金を大幅にカットすることは、JALの破綻の処理のためには、重要な要件だったと思います。

ところがこの東電に資金注入が必要になった主原因は、従業員の高給ではなくて、主として株主、債権者、役所の責任によって発生した事故です。その責任を徹底的に追及すべきであって、それを従業員の責任にして賃金を下げろというのは、おかしいと思います。公的資金を注入されたほかの会社でどれだけ賃金が下げられたかということは、東電で賃金を下げることの根拠になりません。

第2の理由は、雇用流出がもたらす社会的コストです。JALやその場合には、人件費を下げられて嫌になってどんどんやめていってくれることは、存続会社にとってはとても有り難いわけです。それが賃金カットの一つの眼目なんです。競争相手の会社も幾らでもありますから、社会的に困りません。ところが、東電の場合には家庭に供給する部門と送電線部門は独占されており、ほかにはないわけですから、やめられたら困るんです。こういうサービスというのは必ずどこかが提供していかなくちゃいけないわけで、賃金を下げて優秀な人がどんどん去っていくなんてことはあってはいけません。その観点からも、これまでの公的資金が適用されたケースとは

全く違って、むしろ賃金は十分に確保してあげるくらいのことはしなきゃいけない。

その上、福島で、今、賠償その他に必死に働いていらっしゃる方がいらっしゃるわけで、そういう方たちは必要不可欠な人材です。それをとにかく人の給料下げれば、気持ちがあつとすからというわけでメディアや政治家が賃金引き下げを主張しているのは間違いだと思います。あくまで徹底的に株主と債権者の責任を追及すべきです。

○安念委員長

ありがとうございます。永田委員、どうぞ。

○永田委員

私は1Fの5、6、2のFの減価償却費等々の担当でございまして、非常に煩悶したわけですが、安念委員長がおっしゃられた減価償却の話、実は非常に重要なポイントでございまして、なぜここでいろいろな議論が錯綜するかと申しますと、総括原価という考え方は、ある意味では単式簿記に近い発想なんです。費用とキャッシュしか考えていないと。しかしながら減価償却というのは複式簿記の発想なんです。つまり、複式簿記はどういうことかということ、BSが必ず通過点としてあると。BSの中に純資産つまり自己資本というのがどんどん積み増しされて、それが資金調達的前提になっていきます。そこがこの非常に大きなポイントで、なおかつ総括原価の中でも報酬、事業報酬、これがみそ。あるいはここにすべての矛盾を押し込めてしまっているというのが、私は隘路に入った一つの大きな原因だと思っていまして、したがって総括原価というのは非常によくできた仕組みで、いい意味でも悪い意味でも。いい意味というのは、ある意味では総括原価を採用する公共企業は、一定の料金を確保できる。安定的な設備投資ができるという意味では非常にいい制度だと思います。

一方で、事業報酬率の議論、 $\beta$ 値の議論でもありましたけれども、やはりあいまいな部分がどうしても残ってしまうと。なおかつ、いわゆる自己資本の構成比率が各電力会社で違っているということです。それを一律にある理想的な比率を目指すべきゴールとしてつくって、そこに当てはめていこうという仕組みかと思えます。それがまたもう一つの矛盾のポイントでございまして、前回の $\beta$ 値の議論でもございましたけれども、一貫性を保つということは非常に大事なことで、なおかつ、今回行政側の片岡課長のご説明の中でも、0.7というのは過去の査定で、もし査定があったとしたら適用されていない可能性が高いというご判断だと私は理解していますけれども、それも確かにそうなんですけれども、もともといわゆる事業報酬率というのは、電力業界は自己資本比率が非常に低いので、そこである程度財務体質を改善するために一定の下駄を履かせた自己資本比率に基づく事業報酬率を設定した政策的側面があったと思います。要は発射角度をぐっと上げなくてははいけなかったと。その上げる過程である程度無理をした事業報酬率のロジックを

つくってしまったというところがあるんじゃないかというふうに思っていて、そこが、総括原価方式のある意味では構造的な欠陥だと私は思っています。

したがって、非常に矛盾するんですけども、そういう総括原価方式を例えばあきらめて、やめて、自由料金にするということも様々な議論の中では既に進んでいると思いますけれども、一方でこの総括原価から自由料金への政策変更コストを事業者が果たして吸収し得るのかどうかというところを非常に慎重に議論しないと、結果として料金が上がってしまうとか、そういった事態になることも想定し得ると、私は個人的に思っています。

それから資金調達では、今日の新聞でも関電さんが社債の発行を再開するとありましたけれども、この社債の発行利回りは非常に高い利率になっています。従来の経営環境ならば、事業報酬の中、本来、社債は実質的には他人資本というより自己資本に近いと思われます。過去は、それだけ低利で調達できたので、この事業報酬率で何とかうまくいっていたわけですが。しかしながら、現在の社債発行が非常に難しい環境下で、過去の電力債というのはある意味では自己資本と同等ではなく、完全借入金になってしまっていると。そういう状況の中で、今後、安定的な財務をどう担保すべきかということ、他電力も含めて、慎重に議論しなくてはならないと考えています。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。それじゃ松村先生、その次に山内先生。

○松村委員

もめた点については、もう十分言った、これ以上加えることはありません。内心思うことは多くありますが、両論併記にしないという方針であれば、これ以外にはなかったと思います。

非常に細かいことで申しわけありませんが、53ページ（5）一定の減額を行う余地があるのではないかと意見があったというのは、きっと私の意見だと思います。行う余地があるのではないかと弱い意見ではなく、一定の減額を行う余地があると思っているので、「のではないかと」は除いておいてください。

それから報酬率、 $\beta$ 値です。震災後、できるだけ長い期間をとるという表現ですが、これは私も前回も言いましたが、基本的には2年程度とるべきだが、震災後2年間の期間がとれないので、とれる範囲でできるだけ長くとったと理解しています。「できるだけ長い」の意味が、3年だとか5年だとかということであれば、そういうつもりが入っているのならば、この表現の書き直しを要請します。そういう意図が入っていないなら結構です。本来とるべき期間が2年だが、特殊事情で1年数ヶ月しかとれないと言うならわかります。本来3年だが特殊事情で1年数ヶ月しかとれないというなら、3年とるべきデータを1年数ヶ月で済ませるのは、本来とるべきデータの

半分で済ませるのは、問題だと思います。本来3年とるべきなら今回のやり方は承伏できません。

これは今後の先例になるわけです。例えば3カ月後に仮に別の会社が値上げ申請を出してきたとすると、その3カ月間も加えて計算することになるはずですが。仮に2年後、3年後にまだ総括原価制度が残っているかどうかわかりませんが、値上げ申請が出てきた時には、その時期からさかのぼって2年分のデータで $\beta$ 値を計算することになるはずですが。震災直後の時期を入れた方が $\beta$ 値が高くなる時には期間を長くしてこの時期を入れ、除いたほうが高くなる時には短くして入れないといった恣意的な運用をされたら困ります。したがって、本来2年とるべきだが、明らかに震災後、構造変化があったので、その前はカットしたという性格を明らかにすることは重要です。本来2年、震災前後で構造が変わったので震災前のデータは使わないという意図で書かれているのだと解釈しています。今後申請が出てくる時に、恣意的に長さをコントロールするものではないと理解しています。できるだけ長くだから値を大きくできるように期間を延ばせると、誤った解釈をされないように申し上げました。反論がある方がいらっしゃるのであれば、その点を明らかにするために文章の書きかえを要求しますが、反論する方がいらっしゃらなければこの文章のままで結構です。

それから、総括原価に問題があるという永田委員のご主張には賛同いたします。しかし総括原価の制度に矛盾があって今回のような問題が出てきたという見解には断固として反対いたします。例えば、報酬率が高かったのは総括原価の問題ではなく、単に適正な原価でないものを東電が恣意的に操作して採用したというのにすぎない。総括原価制度のもとでだって、東電は真つ当な $\beta$ 値を過去採用すべきだったと私は考えます。敢えて言えば、総括原価と言いながら、不適正な原価でもきちんと査定できなかった値下げ届け出制の問題、プライスキャップ制でも厳格な総括原価制でもなく、デフレ下で事業者にとって都合の良い中途半端な制度を採用したことの問題だと思います。

永田委員がおっしゃった、電力業界は基本的に自己資本比率が低く、これを厚くするという意図があったというのは確かですが、それは、自己資本比率が低くても自己資本比率が3割あると擬制して実績値より高い報酬とし、これを原資に自己資本比率を3割まで上げて欲しいという当局の願い、電力業界がそれに答えたとは到底思えませんが、そういうロジックで使われているだけであって、 $\beta$ 値を操作して高く維持することによって自己資本比率を厚くしようなどという意図など全くなかったはずですが。不適切に高い $\beta$ 値が制度によって予定されたものなどということはないはずですが。これは単に東京電力の判断で採用したに過ぎません。

それから、料金制度に大福帳の発想しかなく、したがって矛盾が生じているから今回のような問題が生じているということも、私は決してないと思います。制度をちゃんと運用すればちゃん

と正しい解が出てくる。今回の減価償却費の原価参入問題については、単に動く見直しに対して見解が分かれたというのにすぎない。

それから4点目、もうこの委員会はこれで最後ですので……じゃないのですか。今までは我慢はしてきたのですが、この委員会の範囲を超えること、料金査定の範囲を超えることを少し言わせていただきます。

この委員会では原価に入れるべきかどうかということを査定してきました。例えば消耗品について、これは原価に入れるべきではないと査定したとしても、これを買うべきではないとは言っていない。委員会の性質から言って買うか買わないかは東電の判断です。仮にこれは原価に入れられるべきではないと査定された消耗品を、仮に東電が購入し続けたとします。それは料金で回収できないわけですから、結局、普通の会社なら株主負担になるはずですが、東電は公的資金が注入される企業であることを考えれば、株主負担はまさに国民負担に直結します。株主が納得すればいいという通常の企業、もちろん国も株主だと考えればそうですが、通常の企業なら株主が納得するなら買ってもしもいいのかもしれないけれども、東電のリストラに関しては、消費者としてだけでなく、国民として物を申す権利があると、私は考えています。

したがって、少なくとも電力の安定供給のために、効率的で安定的な電力の供給のために、これは必要不可欠なものでないと査定されたものに関して、料金に入れなければいい、買うのは自由だという発想はやはりおかしいと思います。今までは消費者の視点から見てきたわけですが、東電が実際に買うかどうか、本当に求められたリストラをするのかどうか、実際に本当にコストを削減するかどうかという点は、東京電力の消費者でない国民も含めてきちんと監視し、物を言う権利があると私は思います。

したがって、これからも継続的に効率化がきちんとなされているかどうか重要です。逆に、今回査定されたのだけれども、しかし本当は電力の安定供給のために必要不可欠なものなのだとすることであれば、それを国民に納得してもらえよう努力をすべきだと考えます。もし、とても納得が得られないようなものというのであれば、料金原価に入れないだけでなく実際にコストを削減することをきちんと考えるべきだと思います。

今回の査定を通じて感じたことですが、時間がなかったということもあると思いますが、例えば消耗品を一括して今まで50買っていたものを40に減らす、160買っていたものを120に減らすという緊急避難的な安易な費用削減があったのではないかと思います。本来は、ゼロベースで考えて、これはそもそも必要なものなのかどうかということを考えて、一つ一つ、微減ではなく不必要なものはゼロにするということも含めて考えるべきものがまだあるのではないかと感じました。ただ、時間の関係で、何もかも一度には全部できないと思いますが、これから3年間という期間

をかけて、きちんと効率化の努力を続けていっていただきたい。

それから、この報告書でも書いていただきましたが、3つ原電、原燃、それから電中研のことを言及していただきました。この点は感謝しております。例えば、私たちは原電が企業規模に比して膨大な数の役員を抱えていて、その役員に対して多くの報酬を払っていても、私たちはそれについて料金査定という形で何も言うことはできません。

今回は東電だけで、東電が受けるシェアというのは小さいわけだから、それに応じたリストラという考え方はあると思いますが、しかしこれ9電力、10電力がすべてが出してきたとしても同じ構造になっているわけです。本当にこれいいのでしょうか。野放図に査定範囲を拡大させるのは問題があると思いますが、私はこの限定した3機関に関しては、本当に効率的な経営がなされているのかどうか、値上げ申請した電力会社に対して見るのと同じように見なければいけないのではないかという問題意識を持っております。現在のルールではできないということは十分承知しておりますが、この事態をいつまでも放置しておいていいのでしょうか。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。忘れないうちに59ページをちょっとお開きいただきまして、59ページの(5)でございますが、今、松村先生からのご指摘をいただきました点、つまりβ値の取り方ですが、恣意にわたらないという、そういう前提で、今回は震災前はカットしたんだというふうに読むべきだという、まことにごもつともなご指摘でございましたが、どうでしょうか。その点についての特別なご指摘がなければどうでしょうか。修文をいたしましょうか。

○松村委員

そのような解釈で異議のある人がいなければ。

○安念委員長

はい。では、ご異議のある方いらっしゃいますか。とにかく解釈はそのように統一をいたしましょう。

じゃ、山内先生お願いします。

○山内委員

人件費の件なんですけれども、先ほど八田先生のご発言で、委員全員一致してこれを支持したとおっしゃった。ちょっと申しわけないです。私はそうでもないのです。

最初の人件費の議論のときに国費といいますか、国が資本参加するようなケースを参考にすべきと私は申し上げて、今でもその考えは変わっておりません。先ほど廣瀬社長からその比較の話がございましたけれども、私はこの内容ですべて納得しているわけではございません。ただ、

私はこれを担当しませんでしたし、こうあるべきと言う具体的な数字も持っておりませんので、特に具体的に何か修文とか何かそういうことは必要ないと思います。それから、先ほど八田先生がおっしゃったように、多数決ということ念頭に置けば、皆さんそれでよいのであれば結構です。ただ、申しわけないですが、私は納得しているわけではございませんので、全員一致というわけではございません。それが1点です。

それから2点目なんですけれども、これは委員長に質問なのか、課長に質問なのか必ずしもよく分かりませんが、今回はこの審査をして、結果的に料金が出てきますけれども、それが前提としているのは、総合特別事業計画を実現していくことであるというふうに考えてよろしいですかというのが、まず1つ目の質問なんですけれども。

○片岡電力市場整備課長

総合計画を別に実現するためというわけではないです。料金審査は料金審査で別途、申請に基づきまして、やっていくということです。

○山内委員

前に安念委員長が、法的整理をしておいたほうがよかったのではないかという、そういうご発言もございましたけれども、仮に、仮にでき上がった料金水準、料金体系で、例えば東京電力が法的整理に追い込まれるような財務状況になってしまったというようなケースはどうするんですか。それでもよいということでしょうか。

○安念委員長

仮定の話としてでございますか。私はよいと思います。よいということの意味は、これは全く抽象的なアカデミックな議論になってしまいますので、ここでの議論、料金査定の範囲の話ではない、それは先生もご承知の上でおっしゃっていると思うんですが、私はそれでかまわないと思っております。基本的には会社更生です。

ただ、この前も申しましたように、会社更生法はこういうケースを想定しているわけではございませんので、そもそも莫大な数に上る損害賠償債権者の扱いをどうするかという問題が一つあるのと、もう一つは、これもよく世情で言われておりますように、電力債は一般の先取特権がついておりますので、会社更生になった場合にはたしか優先的更生債権となりまして、無担保の損害賠償債権よりも、少なくとも理論上は優先することになりますので、そこの間の調整をどうするかという少なくとも2つの問題は、会社更生法だけでは対処できないものですから、必ずその特例法をつくらなければなりませんので、そのことはありますけれども、基本、私はやはり株主や債権者が責任を負うべきものであるという観点からすると、やはり会社更生法をベースにした法的整理ということがあってしかるべきであると、それは私、セオリーとしては今でもそう考

えております。

○山内委員

要するに、我々が査定した料金がそういう形になったとしてもそれはいたし方がないと、そういうことでよろしいですか。

○安念委員長

いたし方がないと、私個人は考えております。

○山内委員

わかりました。ありがとうございました。

○安念委員長

松村先生、どうぞ。

○松村委員

今の点、確認するまでもなく当然のことですが、念のため確認させて下さい。おっしゃったことは、この委員会ではこれだけの料金を上げなければ破綻してしまうかもしれないとか、そうなくても会社更生法を適用すればいいとか、そういうことを一切考慮していない。つまり、料金原価に入れるべきものは入れ、入れるべきでないものは入れない、純粹にそれだけを審査しました。破綻の可能性の有無などは独立に審査しました。本来なら料金原価に入れるべきでないものを、そういう配慮の結果として無理やり入れたということは決してない、ということをおっしゃただけですよ。この点についてはすべての委員の意見が一致していると思います。

○山内委員

それでいいです。

○松村委員

それからもう一つ、ちょっと山内委員に確認したい点があります。人件費と公的資金の関係です。今回この報告書で出てきた基準は、公的資金を受けた企業に限定的に適用されるものではない。公的資金を受けていない企業が今後値上げ申請を出てきたとしても、基本的に同じ発想で審査される。例えば今回の賃金の水準に関しても、公的資金を受けていないところならもっと高くてもいいとかという、そういう発想は入っていない。したがって、そういう意味で、公的資金が入っていない企業が申請してきたとしても先例になると考えています。その点について異議はないですよ。当然そうお考えだと思いますが、念のために。

○山内委員

今、この形であればそうだと思いますけれども、私は、一般的な基準はさておき、東京電力のケースについてはそうあるべきではないと思ったので、先ほどのような発言をしたのです。

○安念委員長

私も、山内先生がたしか、記憶違いだったら申しわけないんですが、りそなの例を引かれて、やはり公的資金が、キャピタル・インジェクションがあれば、それは一般の電気事業者、他の公的資金の注入を受けていない一般的事業者の場合とは分けて考えてよろしいのではないかということをご意見とおっしゃったことは、私も記憶しております。

○永田委員

1点で、111ページの、今後対応が望まれる事項のところでございますけれども、(2)の、基本的には今回の審査に終わることなく、認可後も料金の妥当性について、引き続き監視すべきであるということで、原価算定期間内とか、原価算定期間後とか、幾つかのパターンに応じてモニタリングをしていくということなんでしょうけれども、ここで深く議論ができなかったんですけれども、有識者会議の中では行政自体がモニタリングをしている。ただし、行政のマンパワーが、専門性等も含めて、やはり限界があるので、第三者の専門機関も含めて活用すべきであるという意見だったと思います。

私自身も今回、専門委員として、具体的に行政の特別監査の実施状況を確認させていただきました。それからそれに加えて、川崎火力2号の系列の1から3軸、それから原子力の1Fの防潮堤、柏崎刈羽のサイドハンガー、それから城南変電所の変電工事等を、具体的に発注の見込み、もしくは工事のスケジュールとか原価の要素、構成とか、中身を精査しましたがけれども、非常に専門性がないと、なかなか東電さんが言っていることに対して反論は難しい。それで、数人ずつと来られて、一件一件細かく説明されて、やはり理解もしくは反論してそれを査定するのは相当な限界があると、実際、私自身、監査の専門ではございますけれども、やはり専門委員の限界を超えた部分もこういった査定の中にはあるということでございます。私は、一つ検討すべきこととしては、まずモニタリングを実施する行政がその独立性、透明性を担保できるのかということがあります。ちょうど第三者委員会のタスクフォースでは、内閣官房のもとにそういった透明性、独立性を担保できるような体制で調査をしたと思いますけれども、そういったことを制度的に導入できるかどうかということも、検討すべきではないかと思っています。また、公務員の定数削減という中で、掛け声としては、引き続き査定すべきとおっしゃっていますけれども、しかし本当にその実効性を担保できるんですかというのは非常に重いポイントでございます、その辺をぜひとも引き続きご検討いただきたいと思います。

以上です。

○安念委員長

秋池委員、何かご発言ありませんか。

#### ○秋池委員

ありがとうございます。減価償却費につきましては、今回全体を入れるということを実行したわけですが、減価償却費というものの性質を考えると、そういう方法なんだろう、一部を削るという性質ではなく、ちょっとレートベースとは違うものなので、そういう扱いになるのは、その性質を考えると当然のことなのかというふうに考えております。

それから、人件費についてなんですが、どの電力会社さんにも適用できるルールでという見方をしてきましたので、公的資金の云々とは別に、この委員会の査定としてはこのような結果になるということかと思っております。先ほど社長のお話もありましたが、いわゆる事業を縮小しない中で、原発の安定化でありますとか賠償対応といったものを抱えながら事業に当たっていかれるというのは、恐らく社員さんには非常に負荷がかかった状態が、しかもこの先もずっと続いていくということなんだと思います。ちょっとここを超えた話ではありますが、従業員の方が要するに不足してしまうような状態が来ないことというのは、今後の電力の安定供給に必要で、それによる、例えば医療機関におられる方の健康の維持でありますとか、そういったことも含めて重要なことと考えておるところです。

それから、最後に課題をお示しいただきまして、111ページから6点書いてございますが、これはこの委員会でファクトに基づいて、十分議論ができたことではなく、この過程の中で出てきた点でございますので、また今後、慎重な議論が必要なタイプのものもあろうかと思っております。議論が継続されることを望みたいと思っております。

#### ○安念委員長

ありがとうございました。じゃあ矢野さん、どうぞ。

#### ○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

少し多く意見を言わせていただきますが、先に、今、委員の皆さんからご発言のあった内容で直接関係する部分で、そのことを先に質問なり意見を述べさせていただきます。

一つは、93ページのところもかなり論議が出ていて、意見が分かれていた事項ではないかなと思います。いわゆる賠償費用や安定化費用のことですけれども、八田先生のところでは、今回のこの書きぶりについてはどうとらえていらっしゃるのか改めてお聞きしたい、それが一つ。

それから、今後の対応のところ、松村先生から、今後のチェックといいますが、やっぱり国民がしっかり見ていく必要があるということもありましたけれども、私は、国民もそうだけれども、やっぱり間接民主制のもとでは、国民を代弁している議会とか、それに基づいている行政政府がやっぱりまずもってすべきですけれども、ここはチェックしていくというような、言われた意見の中身を今後の対応として、ここに記載しておくことが大事なんじゃないかなと思いました。

もう一つは、永田先生が言われた最後のところですけれども、行政が独立性・透明性を持ってということで、今後どういう機関が査定をすべきかということについても、やっぱり今後の課題として書いておいたほうがよいと思います。議事録に残すだけでなく、やはり今後の対応としてこれからどこが受けていくかというところでは、一つには消費者庁の公共料金の研究会がありますから、そこがさらに議論を受けた上でまた報告書を出していく可能性もありますし、直接の経産省が受けるところもあると思いますが、私はぜひここに松村先生と永田先生の出された意見は書かれていったほうがよいと思います。

改めて私のほうから7点ほど。

まず、4ページです。4ページの審議の経緯についてですが、今回の審査に当たっては、経産省がさまざま声が出ているものを率先して受け止めて、スピーディーな対応がありました。この専門委員会が設置されたこと自体もそうですが、国民の声を、パブコメを募集したり、それから公聴会をかなり柔軟性を持って対応されたこともそうですが、4ページのエのところ、やはり今まで10回参加いたしましたオブザーバー、消費者庁と消費者団体がオブザーバーとして参加したことは、文章の中には時々オブザーバーが登場してくるんですけども、そうではなくて、やはりそれがオブザーバーとして一応位置づけられた。要望としては委員としてというのがあったんですけども、それはきちんとエの中に書き込んでいただきたいなと思います。今後のところでやはり、そういったことをどう対応するかというのは、一つのスタイルになると思います。それが一つです。

それから2点目です。人件費に関しては、一定この委員会でルールのもとになされたこと自体は、私なりにはそれをしっかり受け止めたいと思います。しかし、一方では、むしろ東電さんのほうにこれからのところで判断をいただきたいと思いますが、国民の多くがやはり一番わかりやすい人件費に対しては多くの厳しい声を上げておりました。それから、前回も申しましたけれども、新生東電の社内改革のところ、人件費削減幅の拡大を検討ということが盛られています。このことについて、今回は査定ではルールどおりではあるけれども、今後東電として外に対しても、それから社員の皆さんの中に対しても、しっかり説明責任をしていく必要があるんじゃないか。ルールどおりの査定は行われたけれども、しかしやはりさまざまな声があることについてどう説明をし、そしてそのことが、東電が変わったとか、やっぱり改めて東電にお願いしたいと言われたという廣瀬社長のご意向と、それからやっぱり中で働いていらっしゃる社員の方々が、仕事のおもしろさや公益のために頑張っていく心の部分がしっかり支えられるような、そういった説明責任を人件費に関しては私はすべきだと思います。このルールの中では、やはりようやく水準に至ったということなんです。ですから、私たち消費者がずっと言ってきたのは、ようやく水

準に至ったことに、それに加えて、公的資金を導入された、また破綻に近い状態の企業としては、その人件費をどうとらえるのか。本来でしたら、ここの申請をされる前にその判断をされるべきだったと私は思っておりますが、今後、今回の査定に基づいて改めて申請のし直しがあると思えますし、さまざま減額されていく部分がありますから、そのところに説明責任とともに一定の判断が下されるなら、それは期待したいところです。

3点目です。53ページです。福島第一の5、6号機、福島第二の取り扱いに関しては、最終的には妥当であるという判断に至りましたが、ちょっと53ページの文章自体で誤解を招きそうかなと思うのは、(6)の下から2行目です。その前の行からですが、明確な根拠に基づかずに行政の恣意的な判断により減損することは適当でない。このことは、もしここの委員会の査定案が両論併記となった場合には、一定政治判断に任される面もあるわけですが、ここであらかじめ行政の恣意的な判断ということは、政治判断するなというふうを受け止めかねない文章と私は受け止めたので、そのことはどうなのか。違うのであればご説明をいただきたいし、政治判断は政治判断として私はあるべきだと思っておりますし、今後、経産省と消費者庁のほうで協議が始まりますから、そのところで引き続き私たちの声は届けていきたいと思っております。

それから、ここに関しては、結局廃炉にしないという明確な根拠もないことと、それから東電さんがその決断をされていないということでしたが、廣瀬社長から、先ほど、昨日、実際に福島の原子力発電所を見にいかれて、新聞報道等では、この間気にしているのは、やはりあそこは警戒区域で非常に高い放射線量を持っている中で作業が行われているということは、やはり10年後までの見通しが立たないというのは、一つは放射線量の関係もあると思います。機械自体は損傷がなく、健全であるということはあると思いますが、やはりその中で普通の状態で作業ができるということも、ある意味では一つの判断としては重要ではないかと思っております。

今後においては、やはり早い時期に早く廃炉の決定をされて、そのためにどういう人員が必要であり、どういう計画が必要であるかというほうを選択されたほうが、むしろ今後のため、今後のさまざまな費用のためにはむしろ計画性があっていいのではないかというふうな意見を持っております。それが3つ目です。

4点目は93ページです。ここに関しても、言葉が少し誤解を招くのではないかというところで、(1)の2行目です。賠償対応費用は臨時的に発生するものではなくて、経常的に発生する費用ということですが、賠償そのものは臨時的に発生したわけですから、それに伴っているものだというだけでは、ある意味では非常に臨時的なものだと思いますから、もちろん長い期間、賠償対応自体は必要なことと、そういう文章として書かれたんだと思いますが、これがこのまま外へ出ていきますから、臨時的に発生するという言葉は誤解を招くのではないか。何らか

の説明が必要かと思っております。

5点目は、111ページです。今回の査定に当たっては、本当に委員の皆様方がたくさんの、この委員会以外にさまざまな査定のための作業を行われて、さらに洗い出しが行われたこと自体に本当に感謝をしておりますが、それとあわせて、私自身が第1回目の意見陳述で申したときに、少なくとも査定に直接は関係はしないけれども、課題となる部分が幾つも消費者側から意見が出されているということが、この111ページ以降の今後の対応のところにも盛り込まれていたと思います。そういう意味で、(1)の電力システムの改革ですが、実は多く意見が出されていたのは、資料の4にもありました総括原価方式の見直しのことです。ここではその言葉が出ていないので、そのことが触れられていないというふうにとられてしまいます。電力システム改革の中に総括原価方式の見直しも含められると思いますから、ぜひここは総括原価方式も含めるとか、その言葉をぜひ出していただきたいと思います。

それから、あわせて、今回の査定によって一定の削減が行われ、当初の10.28%はなくて、値上げ率は少し下がってはいくとは思いますが、しかし値上げ自体は行われる可能性が非常に強いわけですから、そういった中で、非常に生活の厳しい方たちへの配慮をどう考えるのか。実は水道料金なんかに関しては減額対応が行われていますが、これは事業者側の東電さんが判断されることなのか、それともやっぱり行政として何らかのそういったことが今後の課題としてあり得るのかどうか。その辺はどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいなと思っております。

さまざま10回にかかわってきましたけれども、私自身はこのかかわりの中で、本当に素人ながら素朴に思ったことを疑問として発し、それが運よくマスコミのほうで丁寧に報道されて、資料とかをつけて、より国民にわかりやすい中身を提供できる機会に一つの役割を果たせたかなとは思っておりますが、私自身も10回にかかわって、電気料金についていろいろ学ばせていただきましたし、ある意味筋力がついたかなと思っております。阿南さんほどスーパーウーマンにはなれませんが、いろいろなところで非常にいい機会を与えていただけたかなと思っております。

今後、消費者が委員となるということについては、やはり十分な検討が必要と思われまして、やはりオブザーバーで決定権が持たないということは、仮に消費者が入っていれば両論併記があり得たかもしれませんが、それは今後にゆだねるとして、いろいろなところで皆さんがさまざまな場面でご苦労いただいたことに改めて感謝いたしますし、引き続き注視をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○安念委員長

どうぞ。

○八田委員

93ページについてご質問があったんですが、さっきの説明では、特に人件費のところは全員一致だと思っていましたので、そこは差異をつける必要があるだろうということを申し上げました。今や人件費、償却、安定化費用、これらはすべて全員一致では必ずしもないことが明らかになりました。すべてに関して、少数意見はあるということです。すべてをコンシステントに扱ったらどうかと思います。たとえば、「という意見であった」で全部統一してもいいんじゃないかかと思っています。本来は一本化したいということですから、さらっとそういうふうに触れられたらいいんじゃないかかと思っています。

その点では、93ページもそういう趣旨の説明があつていいと思います。

以上です。

#### ○安念委員長

ありがとうございます。

それでは、今まさに先生方に確認させていただきたかったのはその点なんです。人件費については、公的資金の注入を受けた企業については、他の一般的事業者とは異なった扱いがあつてよろしいのではないかというご意見があつたということ。

それから、安定化費用、賠償対応費用については、これは事故が生じて占めたものであつて、競争的な市場であつたとするならばそれを消費者に転嫁することはできないはずだということ、これもご議論があつたということ。

それから、53ページの(5)でございますが、先ほど松村先生からいただいたご指摘でございます。一定額の減額を行う余地があるとの意見があつたというふうに改めをさせていただきたい。

それから、1つ前の52ページでございますが、「他方で」という部分、③と書いた次のパラグラフで、他方で云々との強い意見も、オブザーバーからあつただけではなくて、委員の中からもあつたということでございますので、どういうふうに、単に強い意見もあつたがでよろしいですかね。そのようにさせていただきたいと思つています。

今の決め打ちで文章を言わせていただいたのは、そういうことにさせていただいて、あとの行政の対応等につきましては、これは永田委員からも事務局からもいただいたご指摘でございますが、これはちょっと多少修文を要しますので、その他の部分につきましては、まことに恐縮でございますが、私にご一任をいただけませんか。よろしく願いいたします。

それと、これは私からお答えしてよろしいのかどうかわかりませんが、先ほどの政治判断云々のことでございますが、私は政治判断というのは法の解釈としては許されていないと思つております。と申しますのは、電気事業法19条2項は供給約款の変更の申請につきまして、1号以下の、例えば適正な原価であるかといったような要件でございますが、その要件を満たしているときに

は認可しなければならないと書いてあります。その原価の査定につきましては、これは前に申し上げたことがあるかもしれませんが、電気事業法それ自体についての判例はございませんが、ほぼ同種のことが書いてあります道路運送法の規定に関して、行政庁の専門技術的な裁量が許されるという最高裁の判例がございます。したがって、そこでの裁量はいくまでも専門技術的なものであって、政治的な裁量までが許されるのかどうかは、私は疑わしいと思っております。もちろん、外見的には、大臣が専門技術的な裁量を行使されたのか、政治的な裁量を行使されたのか、そもそも裁量というのはブラックボックスでございますから、外からはうかがい知れないのですが、ピュアセオリーとして申し上げれば、専門技術的な裁量は許されても、政治的な裁量は許されないというふうに考えるほうが、私は法文の読み方としては、素直なような気がいたします。

山内先生、どうぞ。

○山内委員

さらに言うと、同じく道路運送法の判例で、裁量性も羈束裁量であって、自由裁量ではないという判例があるので、かなり裁量の幅は小さいというふうに見たほうがいいと思いますね。

○安念委員長

ごもっともだと思います。それから、所得の低い方についての対応ということですが、これについては何か事務局からご回答ございますか。

○片岡電力市場整備課長

今のところは申請されたものを審査するということになってございますので、そういった特段の対応というのは、例えば地域で値段を分けるとか、所得で値段を分けるという内容は申請がされていないのは事実です。

認可しなければならない、先ほどの先生のとおりでありまして、基本的には申請があったものについて認可をするかどうかという判断でございますので、そういう意味では条件といえますか、前提条件としては、そうしたものが無い中で、今、審査をしているということでもあります。

他方で、今後、消費者庁との議論とかいろいろなことの中で、ご議論あれば、それは電気料金で対応すべき話なのか、あるいはそうじゃなくてもっと社会政策上の対応なのか、わかりませんが、必要なことがあれば検討していくということだと思います。

○安念委員長

ありがとうございます。

それから、資料4の国民の声及び公聴会の意見の概要と当委員会の見解ということでございますが、これは査定方針案が変わればその部分が変わるわけでございますけれども、そのことを前提といたしました上で、何かご指摘をいただくことはございますでしょうか。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

資料の4に関してですが、今回は原価の中身については漏れなく書かれていると思いますが、前提条件の電力量の想定なんです、これについては消費者のほうから幾つか意見が出たと思います。

それから、実は昨日、ちょっと消費者団体が集まって抗議集会を開いたわけですが、その中の最後のアピール文の中にも、原発再稼働の基礎的データとされている想定電気量ピークは、算出の根拠が明らかでなく、納得はできないということで、ちょっと疑いを消費者は持っているわけです。高く想定されている。でも、そのことは前提条件の審査のときに一定の論議はされて、よしとされたわけですけれども、その答えとあわせて、むしろここに入れ込んでおいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。わかりました。これはもう膨大な数のご意見でございますので、漏れなく個別に触れているわけではございませんので、その点でやや目配りを欠くところがあるいはあったかもしれませんので、その点についてはまた検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、このあたりでよろしゅうございましょうか。本当に、先ほど申しましたように修文につきましては、資料3についても資料4につきましても、恐縮でございますが、私にご一任をいただきたいと存じます。10回の会議、それからその間にインターミッションといたしましても個別の査定のペアの会議も精力的にやっただきまして、率直に言って、私自身も最初、こんなに大変なことになるとは全く思っておりませんでした。本当に精力的なご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。山内先生には背中痛い中をご出席をいただきまして、本当に恐縮です。お大事になさってください。それから阿南事務局長、矢野事務局長、長谷川課長、毎回ご出席をいただきまして、大変に厳しいご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。それから、東電の皆様にも、社業大変にご多忙の中を毎回ご出席をいただいて、本当にありがとうございます。

委員やオブザーバーの方々に御礼を申し上げるのは当然でございますが、別に私は役人をおだてるような趣味は全くないのでございますが、今回、私はつくづく感じましたのは、やはり日本の官僚機構の実務処理能力はすごいなという気がいたしました。この短期間に膨大な資料をまとめて、それでこういういろんな資料をつくっていただきました。私もメールを、特にこの大詰めのところでは何度もいただきましたが、そのメールのタイムスタンプを見ますと、午前3時とか

午前4時とかいうのがさらにございまして、この人たちは本当によく働くものだなと。給料は7.8%もカットされるのにどうしてこんなに働くんだろうと。こういう非合理的なインセンティブというのはどこから出てくるんだろうと、私は非常に不思議に思って敬意を表する次第です。

全く同じことは東電さんにも当てはまることございまして、本当にジャストインで的確な資料を送っていただき、私は直接にやりとりをしたわけではございませんが、大変なご多用な中をやっていただいたことに御礼を申し上げる次第でございます。

ただ、これで我々の仕事は一応終わったんですが、余り解放感がありませんですね。というのは、どう決めても多くの人々にご迷惑をおかけすると。こういう性質の問題だったんだというふうにつくづく感じております。ただ、それに対しましては、だれかはしなければならぬ仕事であったのですから、それを我々がやらせていただいたというふうに納得をすべきかなというふうに思っております。

それからまた、毎回お忙しい中、傍聴においでをいただきました関係者の方々にも心から御礼を申し上げます。

ということで10回の会議をこれで締めくくらせていただきたいと思います。

何か。そうでした。これを委員の皆様にご報告しなければいけない。先ほど修文の点については申しましたが、その修正ができ次第、枝野経済産業大臣に報告をしたいと思っております。

今申しましたように、委員各位あるいはオブザーバーの方々には、10回に及ぶ大変な精力的なご議論をいただいて、本当にありがとうございます。

当委員会としては、これをもって一定の役割を果たしたことになりますが、委員各位には引き続き必要に応じ、本件についてご相談する場合がありますのだそうでございます。その際はよろしくお願いをいたします。

ということで、本当に長い間ありがとうございました。これでおしまいとさせていただきます。ありがとうございました。

——了——